

勸吉方ニ於テ協議會ヲ開催出奉者ニ十三名種々協議ノ結果
イ紙首者再採用ノ件及精勤者ノ罷業中ノ日給ハ無給公休ト
セシレタキ件ノ二項ヲ陳情書トナシ十日自上前後及山下
理事ヲ訪問提出スルフト

只協議會換閱紙トシテ日本大衆公論ノ發行配布ヲ為スフト
ハ本所青南赤坂工場ノ四支部ニ於テ事務所費トシテ各十
圓定負担スルフト
等ヲ可決シ散會セルカ協議會代表

中村 武井(赤坂) 江川 井上(青南) 平塚(工場)
佐野(神明町) 若林 川崎(柳島)

ハ名ハ翌十日前十一時十五分電氣局ニ山下理事ヲ訪問
會見シ中村ヨリ別紙(三)ノ如キ陳情書ヲ提出シタル後提出理
由ヲ説明シ陳情ニ付充分ナル考慮ヲ煩シタキ旨述ヘタル處
山下理事ハ

諸君ノ行為及其ハ立場ハ充分考慮シツ、アルカ紙首者ノ
再採用ノ英ニ就テハ今後適當ノ時期ヲ見テ慎重考慮ノ上
希望ニ副フ様ナスヘシ又無給公休ノ件モ亦充分考慮スヘ
キニ付輕率盲動ナキ様謹慎セラレタシ

ト答ヘ代表者等ハ尚懇願ノ意ヲ述ヘ午前十一時三十分退出
セリ夫ヨリ更ニ代表者等ハ市役所ニ自上前後ヲ訪問會見ノ
上中村ヨリ前記同様ノ陳情ヲ為シタルニ自上前後ハ目下市
長局長共辭表提出中ニシテ來ル十二日辭職承認問題討議ノ
市會ヲ開催スルコトナリ居ルヲ以テ責任アル回答ハ十二
日ニ陳情ノ紙首ニ就テハ出來得ル限りノ考慮ヲ拂フ旨述
ヘ一日ハ之ヲ諒トシ止午退出セリ

(5) 組合側ノ結束状況

狀況以上ノ通ニシテ目下ノ運動ハ首脳部以下被解雇者ノ
一斗爭ノ如キ觀アリテ一般従業員ハ切實ナル關心ヲ本運動